

平成23年度全国高等学校総合体育大会 むつ市実行委員会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、平成23年度全国高等学校総合体育大会むつ市実行委員会会則（以下「会則」という。）第12条第2項の規定に基づき、平成23年度全国高等学校総合体育大会むつ市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 事務局は、むつ市民生部市民スポーツ課に置く。

(業 務)

第3条 事務局は、平成23年度全国高等学校総合体育大会むつ市実行委員会に関する事務を処理する。

(職 員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 事務局長 | 1名 |
| (2) 事務局次長 | 1名 |
| (3) 事務局員 | 若干名 |

2 前項に掲げる職員は、会長が委嘱する。

(職及び職務)

第5条 事務局職員の職及び職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 事務局長は、むつ市民生部長をもって充てる。

3 事務局次長は、むつ市市民スポーツ課長をもって充てる。

4 事務局員は、むつ市担当職員をもって充てる。

5 会長は、特に必要があると認めるときは、期限を定めて臨時に職員を任用することができる。この場合の任用手続及び期間は、むつ市の例による。

6 事務内容は、総務・広報、競技・式典、宿泊・衛生及び輸送・警備に関する事務とする。

7 前項に規定する事務分掌は、別表第2に掲げるとおりとする。

(事務の専決)

第6条 事務局長の専決事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代 決)

第7条 会長が不在のときは、会長の決裁を要する事項については事務局長が、事務局長が不在のときは事務局次長が、代決することができる。

(代決事務の処理)

第8条 前条の規定により代決した者は、その代決した事務については、事後速やかに当該決裁権者に報告しなければならない。

(文 書)

第9条 文書は、「高総体むつ実第 号」の記号及び番号を付するものとし、番号は、事務局にある文書発送番号簿に記載するものとする。

(公 印)

第10条 事務局で使用する公印は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管責任者は、事務局長とする。

(予算の編成)

第11条 事務局長は、予算の原案を作成し、会長の決裁を受けなければならない。

(出納員の設置)

第12条 事務局に出納員を置く。

2 出納員は、事務局の職員のうちから事務局長が任命し、現金の出納、保管その他の会計事務に関する事務を行う。

(金融機関の指定)

第13条 現金出納は、事務局長が指定する金融機関を通して取り扱うものとする。

2 口座は、会長名義とする。

3 現金出納については、現金出納簿その他必要と認められる帳簿を設け、明確にしなければならない。

(決 裁)

第14条 事務局長は、毎会計年度出納に関する事務を完了したときには、速やかに決算をし、証拠書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による決算関係書類の提出を受けたときには、監事の監査を受けなければならない。

(旅 費)

第15条 旅費については、むつ市職員の例による。

(解 散)

第16条 事務局は、会則第3条に規定する事業にかかわるすべての事務を完了した後、解散する。

(補 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営及び事務処理に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月24日から施行する。

別表第1（第5条関係）

職	職務
事務局長	会長の命を受けて事務局の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、上司の命を受け、事務局の事務を整理するとともに、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局員	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

別表第2（第5条関係）

名称	事務分掌
総務・広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合企画及び総合調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 諸規程の制定及び改廃に関すること。 4 総会、委員会及び専門委員会諸会議に関すること。 5 大会役員及び招待者に関すること。 6 庶務、予算、決算及び経理に関すること。 7 広報・報道及び記録に関すること。 8 物品の調達及び出納保管に関すること。 9 競技施設、設備、用具等の整備に関すること。 10 財務、施設等に関すること。 11 文書の收受及び発送に関すること。 12 市民運動及び啓発に関すること。 13 高等学校一人一役活動青森県生徒実行委員会との連絡調整に関すること。 14 その他の所掌に属しない事項に関すること。
競技・式典	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技の企画及び運営に関すること。 2 開会式及び閉会式に関すること。 3 競技役員及び補助員に関すること。 4 競技・練習会場に関すること。 5 用具に関すること。 6 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 7 その他競技・式典に関すること。
宿泊・衛生 輸送・警備	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の総合計画に関すること。 2 食品及び環境衛生に関すること。 3 医療・救護に関すること。 4 輸送・交通に関すること。 5 警備・防災に関すること。 6 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 7 その他宿泊・衛生・輸送・警備等に関すること。

別表第3（第6条関係）

専決事項	事務局長	事務局次長
1 事務局次長の服務に関する事。	○	
2 所属職員の服務に関する事。		○
3 所属職員の事務分掌に関する事		○
4 事務局次長並びに委員等の出張命令に関する事。	○	
5 所属職員の出張命令に関する事。		○
6 刊行物の発行に関する事。	○	
7 収入に関する事。	1件2,000万以下のもの	1件200万以下のもの
8 支出に関する事。	1件200万以下のもの	1件50万以下のもの
9 予算流用に関する事。	○	

別表第4（第10条関係）

公印の種類	形状	書体	寸法	個数
平成23年度 全国高等学校 総合体育大会 むつ市実行委 員会会長之印	正方形	古印体	1辺 24mm	1